

人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）は 令和3年3月31日をもって廃止を予定しています

【人材確保等支援助成金（設備改善等支援コース）とは】

生産性向上に資する設備を導入し、労働差者の離職率低下、賃金アップ、生産性向上に取り組む事業主に対して助成するものです。

この助成金は、令和3年3月31日で廃止の予定です。

新たに本助成金の活用をお考えの場合、**令和3年3月31日までに「雇用管理改善計画」を管轄の都道府県労働局の助成金窓口**に提出する必要があります。



○既に計画を提出済みの事業主や、令和3年3月31日までに提出された事業主は、以下の助成を申請できます。

1年コース：計画達成助成、上乘せ助成

3年コース：計画達成助成（1回目及び2回目）、目標達成助成

○設備の導入は、令和3年4月1日以降に行うことも可能です、

注意点

○雇用管理改善計画は、設備導入予定日の1か月前の前日までに提出する必要があります。

○雇用管理改善計画を郵送で提出する場合は、**3月31日必着**となります。

人材確保等支援助成金について

以下のワードで検索するか、右のQRコードからアクセスください。

人材確保等支援助成金

検索

